

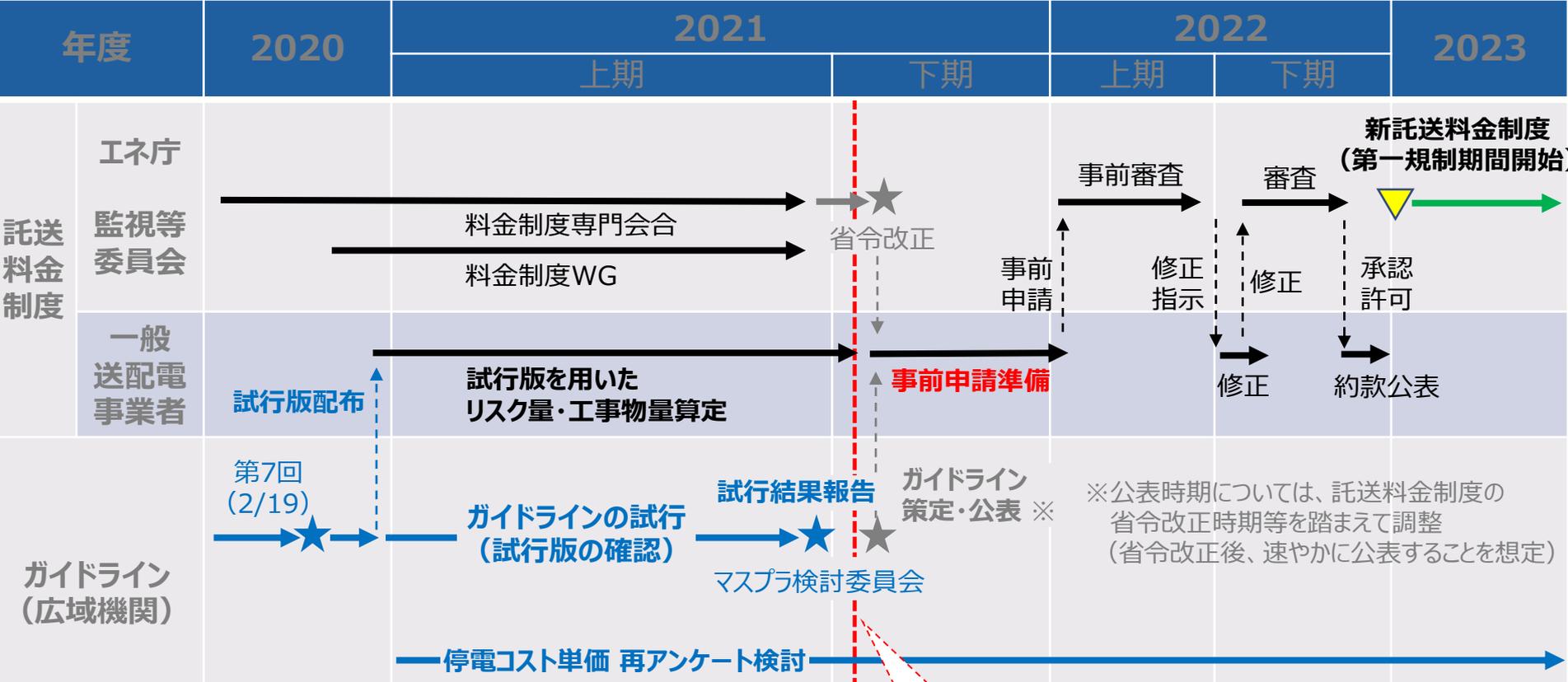
# 高経年化設備更新ガイドラインの試行開始について (報告)

2021年4月28日  
広域連系システムのマスタープラン及び  
システム利用ルールの在り方等に関する検討委員会事務局

- 高経年化設備更新ガイドラインについては、今年度中の策定（公表）に向け、これまでの委員会で議論し取りまとめた内容に基づき、一般送配電事業者による試行を開始。本委員会にて、リスク量や更新工事物量の算定方法は概ね構築できたため、今後は2023年度の第一規制期間開始に向けて、まずはこれら手法が機能するかの確認を行う。また、リスク算定対象設備の拡大等について、第二規制期間での反映に向け別途検討していく。
- 停電影響度については、第7回委員会で「見直しについて継続検討していくことを前提に、まずはESCJ調査データの活用で進めてはどうか」というご意見が多数あったことから、ESCJ調査データに基づく停電コスト単価を用いることとする。
- 停電コスト単価についてはアンケートを再度行い、適切なタイミングでの反映について検討していくが、アデカシー評価での活用等、他の検討との整合も含めて、アンケート方法の設計から取りまとめまで有識者の意見を聞きながら調査を実施する必要があることから時間を要する。したがって、第一規制期間においてはまずはESCJ調査データを用いることとし、第二規制期間に向け、停電コスト単価の見直し・反映についても検討することとしたい。

■ 次年度のガイドラインの策定（公表）に向けて、これまでの委員会で議論し取りまとめた「**ガイドライン（試行版）**」が、**新たな託送料金制度の仕組みの中で機能するものとなっているのか（問題ないか）を確認すること**を試行と位置付け、**①一般送配電事業者での実務や②託送料金制度への適用を主に、③技術面も併せて問題ないか確認**し、その結果を本検討委員会の場にフィードバックすることとしたい。

<第一規制期間開始までのスケジュール>



新託送料金制度の第一規制期間に見直し後の停電コスト単価を適用するためには、事前申請準備前までに、アンケート方法の設計（有識者への相談）も含めて再アンケートを実施する必要あり

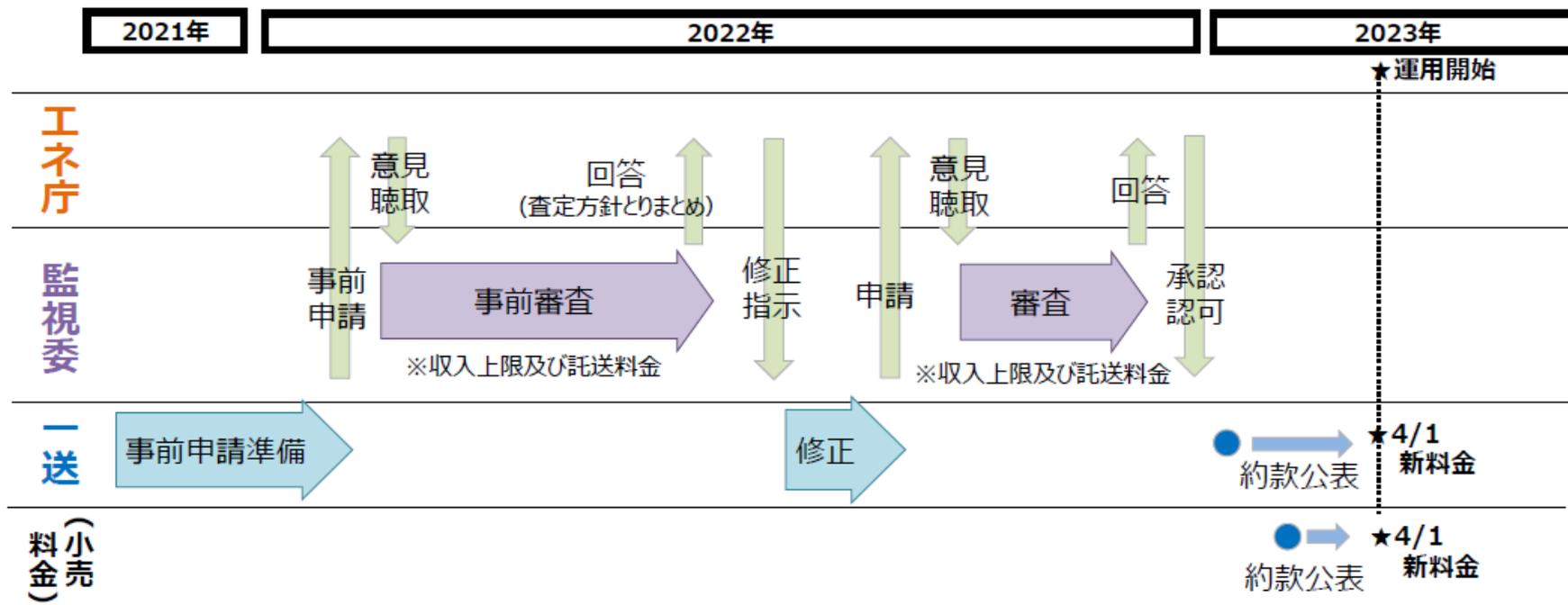
論点①：事前準備時、規制期間中、次期規制期間に向けた、申請、承認、認可等の業務フローの基本的考え方

(参考) 事前準備時のスケジュール、電力・ガス取引監視等委員会・消費者庁の関与

- レベニューキャップ制度の詳細設計や省令改正、審査、周知期間等を加味し、収入上限を踏まえた託送料金の開始を2023年4月1日としてはどうか。

2020年9月9日  
第8回持続可能な電力システム構築小委員会資料 1

収入上限(レベニューキャップ)の審査スケジュール(案)



※ 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することを想定。